

会議傍聴報告書

会 議： ISSB 会議（2022年12月）

日 時： 2022年12月13日（火曜日）～15日（木曜日）

報 告 者： サステナビリティ基準委員会 専門研究員 吉村航平

ISSB 会議（2022年12月）傍聴報告

日時：2022年12月13日（火曜日）～15日（木曜日）

スケジュール：別紙参照

2022年12月13日から15日にかけて、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）のボード会議が開催された。12月のISSBボード会議では、次の項目が議論された。

- 全般的要求事項（S1基準）：基本的な概念
- アジェンダの優先度についての公開協議：情報要請（request for information; RFI）に含めるべきプロジェクト
- 気候関連開示（S2基準）：温室効果ガス排出
- 気候関連開示（S2基準）：スコープ3の温室効果ガス排出
- 気候関連開示（S2基準）：付録B
- 気候関連開示（S2基準）：ファイナンス及びファシリテーションに係る排出

【12月13日（火）】

全般的要求事項（S1 基準）：基本的な概念

（背景）

ISSBは、2022年10月のISSBボード会議において、S1基準案の目的、並びに要求事項及び用語の定義に関する提案の一部について再審議を行い、以下のことを暫定的に決定した。

1. S1基準案を修正し、「企業価値（enterprise value）」の定義、並びに目的（objective）及び重要性（materiality）の記述における「企業価値を評価する（to assess enterprise value）」という文言を削除する。
2. どのサステナビリティ関連のリスク又は機会を開示することが企業に要求されるのかを記述する要求事項案から「重大な（significant）」という文言を削除する。

また、以下については、引き続き再審議することとした。

1. 「企業価値（enterprise value）」の意味。特に以下の点。
 - (1) どのようにすれば企業価値の概念をより明確に表現できるのか
 - (2) 企業価値の概念は、どのように重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報と関連しているのか
2. 「重大な（significant）」という文言を削除することに伴う以下の点。
 - (1) 重要性（materiality）の適用
 - (2) 作成者が企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するためのプロセス

（今回の会議における主な論点）

ISSBは、前述の暫定決定事項及び継続再審議事項に基づき、主に以下について議論を行った。

1. 価値(value)及びサステナビリティ
2. サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに重要性がある(material)情報の評価

（主な暫定決定事項）

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. 以下を記述することにより、S1 基準案の目的（objective）を明確にする。
 - (1) 企業が、企業自身のため並びにその投資者及び債権者のために生み出し（create）、保全し（preserve）又は毀損する（erode）価値が、他の利害関係者、社会及び自然環境にどのように密接に関係する（linked）か。
 - (2) 企業が、企業自身のため並びにその投資家及び債権者のために価値を生み出す（create）うえで、どのようにその資源及び関係を用いるか。
 - (3) 企業のその資源及び関係への依存（reliance）、並びに企業がその資源及び関係に与えるネガティブ又はポジティブな影響（effects）が、どのように企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせることがあるか。
 - (4) サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、どのように企業のパフォーマンス、見通し、ビジネスモデル、戦略、並びに企業自身のため並びにその投資家及び債権者のために生み出す（create）価値に影響を与える（affect）ことがあるか。
2. 以下のようにするため、S1 基準案の例示的ガイダンスの諸側面を拡大及び明確にすることを暫定的に決定した。
 - (1) 以下の区別及びつながりを明確にする。
 - ① サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別。
 - ② これらのリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報の識別。
 - (2) それらについての情報の提供が求められるサステナビリティ関連のリスク及び機会を企業が識別するうえで役立つ追加のガイダンスを提供する。そのようなガイダンスは、以下を含む場合がある。
 - ① サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する全般的な記述。
 - ② サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に企業が考慮する可能性がある要因の記述。
 - ③ サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に企業が従う場合のあるプロセスの記述。

- (3) サステナビリティ関連財務開示の文脈において重要性がある（material）情報を企業が識別するうえで役立つ追加のガイダンスを提供する。そのようなガイダンスは、以下について説明する場合がある。
- ① 企業のサステナビリティ関連財務開示の主要な利用者及び当該利用者が行う意思決定。
 - ② どのようにして企業の特定の状況を考慮に入れた重要性(materiality)の判断を行使するか。
 - ③ どのようにして不確実性のある状況(conditions)下において重要性(materiality)の判断を行使するか。
- (4) ビジネスモデルが複数の産業にわたるなど、複雑なビジネスモデルを有する企業が、どのように SASB スタンドアードを用いて、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びにこれらのリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報の識別に取り組む場合があるかを例示する。

上記の 2. (1)から(3)に記述された追加の例示的ガイダンスにおいては、IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」及び国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「経営者による説明（Management Commentary）」を含め、市場における利用可能なリソースを活用することになる。

（今後の予定）

ISSB は、今後の会議において、S1 基準案に関連する他のトピックに関して提案された開示についての再審議を継続する予定である。

アジェンダの優先度についての公開協議：情報要請（request for information: RFI）に含めるべきプロジェクト

（背景）

ISSB は、2022年10月のISSB ボード会議において、アジェンダの優先度（agenda priority）に関する情報要請を作成するために計画されているアプローチの更新について議論した。ISSB は、情報要請が以下のようなようになるべきであることを暫定的に決定した。

1. S1 基準及び S2 基準が最終化された後に、それらにより確立された基礎に基づく作業（基礎的な作業（foundational work））を概説し、新たなリサーチ・プロジェクト及び基準設定プロジェクトの提案について、利害関係者のフィード

バックを要請するのみとする。

2. S1 基準案及び S2 基準案の重要な（important）領域並びに関連する ISSB の活動のうち、当初の作業計画に影響を与えるものについて、ISSB がまず決定できるように、情報要請は 2023 年前半に公表する。

（今回の会議における主な論点）

ISSB は、2 年間の作業計画を策定するために利害関係者のフィードバックを集める情報要請に含める潜在的なプロジェクトについて議論した。

ISSB は、情報要請に含める潜在的なプロジェクトのリストを作成するうえで役立った、リサーチ活動の概要及び利害関係者との議論の概要について議論した。

（主な暫定決定事項）

ISSB は、情報要請において、以下の事項に関するフィードバックを求めることを暫定的に決定した。

1. 以下の項目に関する潜在的なリサーチ・プロジェクト
 - (1) 生物多様性、生態系及び生態系サービス
 - (2) 人的資本（多様性、公平性及び包摂性（diversity, equity and inclusion; DEI）にまずは焦点を当てる。）
 - (3) 人権（バリュー・チェーンにおける労働者の権利及びコミュニティの権利にまずは焦点を当てる。）
2. IASB との、報告におけるつながりについての潜在的な共同プロジェクト（IASB の経営者による説明（Management Commentary）プロジェクト及び統合報告フレームワークに基づく。）

（今後の予定）

ISSB は、情報要請を作成する際に実施されるデュー・プロセスのステップについて議論する予定である。

【12月14日（水）】

気候関連開示（S2基準）：温室効果ガス排出

（背景）

ISSBは、2022年10月のISSBボード会議において、企業が温室効果ガス（GHG）排出を開示するという提案について議論した。その結果、ISSBは、企業が以下の開示を行うという要求事項案を進めることを暫定的に決定した。

1. スコープ1及びスコープ2のGHG排出について、報告期間中に企業が生成したGHG排出の絶対総量（absolute gross）（CO₂換算のメートルトンで表す。）
2. 非連結の投資先企業（すなわち、関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又はS2基準案第21項(a)(iii)(1)に含まれていない関係会社（affiliates））のスコープ1及びスコープ2のGHG排出を含めるために使用したアプローチ
3. S2基準案第21項(a)(iv)で要求されるアプローチの選択の単一又は複数の理由、及びそれがどのようにS2基準案第19項の開示目的と関連しているか

（今回の会議における主な論点）

企業がGHG排出を開示するという要求事項について、コメント期間中に寄せられた特定のフィードバックに対処するために、ISSBスタッフが追加的に行った提案についての議論を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. 企業がGHG排出原単位を開示するという、S2基準案第21項(a)(ii)における要求事項案を削除する。
2. S2基準案には、企業がGHG排出を種類ごとに分解して開示するという明示的な要求事項が含まれていないことを確認する。
3. 気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change；IPCC）による最新の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数（global warming potential）の値を使用するという要求事項を導入する。
4. 企業がGHG排出を測定するために特定のインプット、仮定及び見積技法をどのように、そしてなぜ使用したのかについて、一般目的財務報告の利用者が理解

できるようにする情報を開示するという要求事項を導入する。この要求事項の一部として、報告期間中に行った、使用する見積技法の変更及び重大な（significant）仮定の変更に関する情報を開示することになる。

5. S2 基準案の第 21 項(a) (i) (2)の要求事項を修正し、スコープ 2 の GHG 排出を開示する際に、企業が購入したエネルギーの管理に関連する契約文書についての関連性がある情報とともに、（地域の系統電力（grid）の平均排出原単位を反映する）ロケーション基準を用いることを要求する。

（今後の予定）

ISSB は、今後の会議において、S2 基準案における提案についての再審議を継続する予定である。

気候関連開示（S2 基準）：スコープ 3 の温室効果ガス排出

（背景）

ISSB は、2022 年 10 月の ISSB ボード会議において、企業がスコープ 3 の GHG 排出を開示するという提案について議論した。その結果、ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

1. 重要性がある（material）場合、スコープ 3 の GHG 排出の開示を企業に要求するという提案を進める。
2. そのような開示は、GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準に記述されている 15 個のスコープ 3 の GHG 排出カテゴリーのうち、どれが企業のスコープ 3 の GHG 排出の測定に含まれているかについての情報を含むことを確認する。
3. スコープ 3 の GHG 排出に関連するデータの入手可能性及びデータの品質の課題を支援するために、S2 基準の公表とともに救済措置（relief）を提供する。

また、ISSB は、2022 年 10 月の ISSB ボード会議において、スコープ 3 の GHG 排出の開示に関連して公開草案へのコメント回答者が提起した、データの入手可能性及びデータの品質に関する懸念にどのように対応するかについても議論した。

（今回の会議における主な論点）

ISSB は引き続き、データの入手可能性及びデータの品質に関する課題に対応するための救済措置（relief）について議論を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. スコープ3のGHG排出を開示する企業に対する救済措置を導入する。具体的には以下のとおりである。
 - (1) S2基準の発効日から最低1年間、スコープ3のGHG排出を開示するという要求事項の一時的な免除。
 - (2) バリュー・チェーン上の各企業のうち、報告サイクルが企業の報告期間と一致していない企業からの情報を用いてスコープ3のGHG排出を測定することを容認する救済措置。ただし、以下を条件とする。
 - ① スコープ3のGHG排出を見積って開示するために、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、最も直近の（the most recent）データを使用する。
 - ② 報告期間の長さが每期同じである。
 - ③ バリュー・チェーン上の各企業の報告日から企業の一般目的財務報告の日付までの間に発生した重大な（significant）事象及び環境（circumstances）の変化による影響（effects）を開示する。
2. 2022年12月のISSB会議のアジェンダ・ペーパー4B「気候関連開示—スコープ3の温室効果ガス排出」の第48項及び第50項に記載されているとおり、スコープ3のGHG排出を測定するためのフレームワークを導入する。
3. スコープ3のGHG排出を測定するためのフレームワークとともに、企業がスコープ3のGHG排出をどのように測定したのかを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示するという要求事項を導入する。これらの要求事項は、企業が以下の事項を開示することを定める。
 - (1) スコープ3のGHG排出の開示のどの程度（例えば、スコープ3のGHG排出の総量の何パーセント）が、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのインプット（「一次データ」）を用いて見積られているか。
 - (2) スコープ3のGHG排出の開示のどの程度（例えば、スコープ3のGHG排出の総量の何パーセント）が、検証済みの（verified）インプットを用いて見積られているか。
 - (3) スコープ3のGHG排出を見積るのが実務上不可能である（impracticable）と判断した場合、企業がスコープ3のGHG排出をどのように管理している

（どのように「考えている」）か。

4. バリュー・チェーンに関する開示を行う企業に対する以下の救済措置を導入する。
 - (1) バリュー・チェーンにおけるどのサステナビリティ関連のリスク及び機会が一般目的財務報告の利用者に関連性があるかを企業が評価するうえで役立つ適用ガイダンス。スコープ3のGHG排出を例として使用する。
 - (2) 重大な（significant）事象が発生した場合又は環境（circumstances）の重大な（significant）変化が発生した場合にのみサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価するという要求事項。
5. GHG プロトコルのコーポレート基準に従って測定を行っているかどうかにかかわらず、すべての企業が、（GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準に記述されている）15個のスコープ3のGHG排出カテゴリーのうち、どれが企業のスコープ3のGHG排出の測定に含まれているかについての情報を含めることが要求されることを確認する。

（今後の予定）

ISSBは、今後の会議において、S2 基準案における提案についての再審議を継続する予定である。

【12月15日（木）】

気候関連開示（S2基準）：付録B

（背景）

ISSBは、2022年10月のISSBボード会議において、S2基準案の付録Bに示されている産業別要求事項を含む、産業別マテリアルについて議論を行った。ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. 企業が産業固有の開示を行うという要求事項を維持する。
2. 付録Bの内容を例示として分類する。ただし、さらなる協議を条件として、将来的には付録Bを要求するISSBの意図を表明する。

（今回の会議における主な論点）

産業固有の開示を行うという要求事項を維持するための再審議について、継続して議論を行った。また、それとは別個に、S2基準の最終化の一環で行う付録Bの改善についても議論を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. 付録Bにおける産業別要求事項がS2基準の例示的ガイダンスの一部となるように、S2基準案を修正する。
2. 以下を行うことにより、付録Bを改善する。
 - (1) 一部の開示トピック及び指標の国際的な適用可能性に関する利害関係者のフィードバックに対応する。
 - (2) 付録BとSASBスタンダードとの間の不整合を解消する。
 - (3) 付録Bの異なる産業別要求事項で同一又は類似の指標の一部が使用されている方法の間の不整合を解消する。
3. 一部の指標を含める又は省略することにより生じた当該範囲における誤りを訂正するために、付録Bを修正する。

（今後の予定）

ISSBは、今後の会議において、S2基準案における提案についての再審議を継続する予定である。

気候関連開示（S2 基準）：ファイナンス及びファシリテーションに係る排出

（背景）

S2 基準案付録 B の B15 巻から B18 巻（「資産運用及び管理業務」産業、「商業銀行」産業、「保険」産業並びに「投資銀行及び仲介」産業）では、ファイナンス及びファシリテーションに係る排出の開示が要求されている。

前述のとおり、ISSB は、2022 年 10 月の ISSB ボード会議において、付録 B の内容を例示として分類することを暫定的に決定した。

（今回の会議における主な論点）

上記の暫定決定事項及び寄せられたコメントを踏まえ、ファイナンス及びファシリテーションに係る排出について、要求事項の場所(location)及び位置付け(status)、要求事項の技術的内容並びに将来の検討領域について議論を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

1. 「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」並びに「保険」の 3 つの産業に対するファイナンスに係る排出の開示要求案を確認する。また、これらの要求事項を付録 B から移動し、S2 基準案の適用ガイダンスの一部とする。したがって、企業は、スコープ 3 の GHG 排出の開示の一部として、ファイナンスに係る排出を開示することが要求される。
2. ファイナンスに係る排出に関する以下の提案を確認する。
 - (1) 上記 1. に挙げられた産業において、「ファイナンスに係る排出」という用語を用いる。
 - (2) 「資産運用及び管理業務」産業の企業に対して、運用資産残高総額レベルに集約した開示を要求する。ただし、この集約によって、重要性がある(material)情報が覆い隠されてはならない。
 - (3) 上記 1. に挙げられた産業におけるファイナンスに係る排出を計算する方法についての記述を企業に要求する。
 - (4) 産業別のファイナンスに係る排出の開示において、世界産業分類基準(Global Industry Classification System; GICS) を用いる。
3. ファイナンスに係る排出の物理的又は経済的な活動単位当たりの GHG 排出原単位についての開示を要求する提案を削除する。

4. 「投資銀行及び仲介」産業の企業に対して、ファシリテーションに係る排出についての開示を要求する提案を削除する。つまり、これらの開示要求案はS2基準のどの部分からも除外されることになる。
5. 「商業銀行」又は「保険」産業の企業に対して、未実行のローン・コミットメントについての開示を要求する提案を確認及び明確にする。つまり、企業は、未実行のローン・コミットメントに関し、ファイナンシャル・エクスポージャー及び排出の双方の開示を要求されることになる。
6. 「商業銀行」産業の企業に対して、リスク軽減策（risk mitigants）を考慮しない、グロス・ベースの開示の提供を要求する提案を確認及び明確にする。
7. 付録Bを修正し、「炭素関連産業」への言及すべて、及び「炭素関連産業」に分解して開示する要求事項を削除する。
8. 付録Bを修正し、ファイナンスに係る排出の計算においてデリバティブを含めることを要求する提案を削除する。

（今後の予定）

ISSBは、今後の会議において、S2基準案における提案についての再審議を継続する予定である。

以 上

別紙 スケジュール

12月13日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:45-11:15	全般的要求事項（S1 基準）：基本的な概念（アジェンダ・ペーパー3A） （予定 90 分→82 分）
11:15-11:30	休憩
11:30-13:15	全般的要求事項（S1 基準）：基本的な概念（アジェンダ・ペーパー3A） （予定 105 分→76 分）

12月14日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:00-12:15	アジェンダの優先度についての公開協議：情報要請（request for information; RFI）に含めるべきプロジェクト（アジェンダ・ペーパー2） （予定 75 分→90 分）
12:15-13:00	休憩
13:00-14:15	気候関連開示（S2 基準）：温室効果ガス排出（アジェンダ・ペーパー4A） （予定 75 分→70 分）
14:15-14:30	休憩
14:30-16:30	気候関連開示（S2 基準）：スコープ 3 の温室効果ガス排出（アジェンダ・ペーパー4B） （予定 120 分→100 分）

12月15日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:30	気候関連開示（S2 基準）：付録 B（アジェンダ・ペーパー4C） （予定 90 分→62 分）
10:30-10:45	休憩
10:45-12:15	気候関連開示（S2 基準）：ファイナンス及びファシリテーションに係る排出（アジェンダ・ペーパー4D） （予定 90 分→94 分）
12:15-13:00	休憩
13:00-15:00	気候関連開示（S2 基準）：ファイナンス及びファシリテーションに係る排出（アジェンダ・ペーパー4D） （予定 120 分→94 分）

以上